

第30号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月3日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

専 決 処 分 書

令和２年度東大和市一般会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和２年４月３０日

東大和市長 尾崎 保夫

令和２年度東大和市一般会計補正予算（第１号）

令和２年度東大和市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,853,268 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,997,268 千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円	千円	千円
		6,297,918	8,853,268	15,151,186
	2 国庫補助金	556,706	8,853,268	9,409,974
歳入合計		32,144,000	8,853,268	40,997,268

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円	千円	千円
		3,331,288	8,715,401	12,046,689
	1 総務管理費	2,476,705	8,715,401	11,192,106
3 民生費		17,620,936	137,867	17,758,803
	2 児童福祉費	7,350,263	137,867	7,488,130
歳 出 合 計		32,144,000	8,853,268	40,997,268